

関係各位

## 堀越公園多目的広場の専用利用に係る 利用料について（お知らせ）

日頃より、市政につきましては、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、堀越公園多目的広場については、これまで夜間照明利用料のみご負担いただいておりますが、公共施設の使用料・手数料等の見直しにより、令和4年度から、他の運動施設同様に、施設を専用して利用する方々から、日常の維持管理などに係る経費の一部を利用料として徴収することとなりました。ご承知おきいただきますようお願いいたします。

### 1 利用料について（令和4年4月1日より）

区分	現行	改正後
専用利用	無料	<b>2時間あたり 420円</b> 利用時間区分 8時30分～10時30分 10時30分～12時30分 13時00分～15時00分 15時00分～17時00分 17時30分～19時30分 19時30分～21時30分
照明設備	最初の1時間まで1,070円。以後30分ごとに530円を加算。	最初の1時間まで1,070円。以後30分ごとに530円を加算。（変更なし）

※堀越公園多目的広場を専用して利用する場合に限ります。

### 2 利用料の免除について

#### (1) 免除の対象となる区域

堀越下地区（堀越一丁目、二丁目、三丁目、五丁目、堀越中の各自治会）

#### (2) 免除となる活動の例

ア 自治会、子ども会など地域の団体が主催するイベント、行事

イ 自治会内の住民で組織するアマチュアスポーツ団体によるスポーツ活動

※自治会内の事業所、企業及び営利目的とする団体等の活動は除きます。

※照明設備の利用については、減免の対象外です。

### 3 専用利用の予約申請について

指定管理者（袋井市スポーツ協会）へ利用申請をお願いします。

<袋井市スポーツ協会>

住所：袋井市久能1912-1（さわやかアリーナ内）

電話：0538-42-1920

袋井市スポーツ政策課スポーツ施設係
電話 0538-44-3129
FAX 0538-44-3117
Mail sports@city.fukuroi.shizuoka.jp